

令和6年 第1回 福岡市東区選挙管理委員会

1月19日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第2号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和6年2月20日（火）午前10時00分～

## 議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年1月19日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数   | 1,054人    |
| 内訳 死亡者      | 390人      |
| 市外転出者       | 664人      |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 抹消年月日     | 令和6年1月19日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

### 第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

### ※前条第一項の規定

### 第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和6年1月19日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	4	2	6	8	10	18	12	12	24
2馬出第二	5	5	10	6	11	17	11	16	27
3箱崎第一	2	4	6	5	9	14	7	13	20
4箱崎第二	6	3	9	12	14	26	18	17	35
5箱崎第三	5	3	8	12	8	20	17	11	28
6宮松第一	4	0	4	11	9	20	15	9	24
7宮松第二	10	3	13	17	11	28	27	14	41
8宮松第三	4	4	8	16	13	29	20	17	37
9松島第一	2	1	3	16	3	19	18	4	22
10松島第二	3	2	5	10	11	21	13	13	26
11名島第一	2	9	11	7	5	12	9	14	23
12名島第二	3	3	6	18	12	30	21	15	36
13千早	2	4	6	12	17	29	14	21	35
14千早西	6	4	10	8	2	10	14	6	20
15香陵	4	6	10	6	4	10	10	10	20
16香椎浜	9	6	15	4	3	7	13	9	22
17城浜	7	3	10	2	1	3	9	4	13
18舞松原第一	1	4	5	4	2	6	5	6	11
19舞松原第二	3	2	5	2	5	7	5	7	12
20若宮第一	6	3	9	2	4	6	8	7	15
21若宮第二	2	2	4	7	2	9	9	4	13
22香椎第一	7	4	11	10	8	18	17	12	29
23香椎第二	2	0	2	10	12	22	12	12	24
24香椎下原第一	1	3	4	3	2	5	4	5	9
25香椎下原第二	4	4	8	16	6	22	20	10	30
26香椎東第一	6	7	13	7	7	14	13	14	27
27香椎東第二	2	2	4	1	4	5	3	6	9
28香住ヶ丘第一	8	5	13	16	13	29	24	18	42
29香住ヶ丘第二	7	3	10	7	5	12	14	8	22
30和白第一	4	2	6	12	7	19	16	9	25
31和白第二	7	2	9	8	10	18	15	12	27
32三苦	7	4	11	6	6	12	13	10	23
33奈多第一	4	11	15	4	2	6	8	13	21
34奈多第二	2	2	4	1	2	3	3	4	7
35美和台第一	6	6	12	5	10	15	11	16	27
36美和台第二	2	9	11	9	7	16	11	16	27
37和白東第一	9	8	17	3	1	4	12	9	21
38和白東第二	3	3	6	8	4	12	11	7	18
39西戸崎第一	4	6	10	3	5	8	7	11	18
40西戸崎第二	0	3	3	0	1	1	0	4	4
41志賀第一	1	1	2	0	0	0	1	1	2
42志賀第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
43志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
44照葉第一	0	0	0	1	1	2	1	1	2
45照葉第二	3	1	4	6	10	16	9	11	20
46多々良第一	8	8	16	17	12	29	25	20	45
47多々良第二	4	4	8	6	3	9	10	7	17
48八田	5	4	9	5	7	12	10	11	21
49青葉第一	5	4	9	4	4	8	9	8	17
50青葉第二	6	2	8	4	2	6	10	4	14
合計	207	183	390	357	307	664	564	490	1,054

## 選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和5年12月1日現在登録者数			令和6年1月19日消抹者数			令和6年1月19日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,722	3,084	5,806	12	12	24	2,710	3,072	5,782
2馬出第二	2,191	2,328	4,519	11	16	27	2,180	2,312	4,492
3箱崎第一	2,681	3,080	5,761	7	13	20	2,674	3,067	5,741
4箱崎第二	3,095	3,054	6,149	18	17	35	3,077	3,037	6,114
5箱崎第三	2,832	3,280	6,112	17	11	28	2,815	3,269	6,084
6管松第一	3,085	2,783	5,868	15	9	24	3,070	2,774	5,844
7管松第二	3,795	3,842	7,637	27	14	41	3,768	3,828	7,596
8管松第三	3,172	2,858	6,030	20	17	37	3,152	2,841	5,993
9松島第一	2,993	2,508	5,501	18	4	22	2,975	2,504	5,479
10松島第二	3,241	3,276	6,517	13	13	26	3,228	3,263	6,491
11名島第一	4,558	4,983	9,541	9	14	23	4,549	4,969	9,518
12名島第二	1,916	2,107	4,023	21	15	36	1,895	2,092	3,987
13千早	4,617	5,995	10,612	14	21	35	4,603	5,974	10,577
14千早西	2,459	2,895	5,354	14	6	20	2,445	2,889	5,334
15香陵	2,235	2,710	4,945	10	10	20	2,225	2,700	4,925
16香椎浜	2,668	3,522	6,190	13	9	22	2,655	3,513	6,168
17城浜	1,044	1,504	2,548	9	4	13	1,035	1,500	2,535
18舞松原第一	1,769	2,030	3,799	5	6	11	1,764	2,024	3,788
19舞松原第二	2,150	2,582	4,732	5	7	12	2,145	2,575	4,720
20若宮第一	2,432	2,677	5,109	8	7	15	2,424	2,670	5,094
21若宮第二	1,439	1,500	2,939	9	4	13	1,430	1,496	2,926
22香椎第一	2,842	3,116	5,958	17	12	29	2,825	3,104	5,929
23香椎第二	2,337	2,683	5,020	12	12	24	2,325	2,671	4,996
24香椎下原第一	1,600	1,631	3,231	4	5	9	1,596	1,626	3,222
25香椎下原第二	4,602	4,181	8,783	20	10	30	4,582	4,171	8,753
26香椎東第一	2,971	3,210	6,181	13	14	27	2,958	3,196	6,154
27香椎東第二	2,455	2,738	5,193	3	6	9	2,452	2,732	5,184
28香住ヶ丘第一	4,602	4,439	9,041	24	18	42	4,578	4,421	8,999
29香住ヶ丘第二	2,408	2,770	5,178	14	8	22	2,394	2,762	5,156
30和白第一	2,397	2,567	4,964	16	9	25	2,381	2,558	4,939
31和白第二	2,786	3,136	5,922	15	12	27	2,771	3,124	5,895
32三苫	3,556	3,835	7,391	13	10	23	3,543	3,825	7,368
33奈多第一	2,354	2,714	5,068	8	13	21	2,346	2,701	5,047
34奈多第二	1,141	1,376	2,517	3	4	7	1,138	1,372	2,510
35美和台第一	2,929	3,358	6,287	11	16	27	2,918	3,342	6,260
36美和台第二	3,110	3,646	6,756	11	16	27	3,099	3,630	6,729
37和白東第一	2,618	2,835	5,453	12	9	21	2,606	2,826	5,432
38和白東第二	2,389	2,628	5,017	11	7	18	2,378	2,621	4,999
39西戸崎第一	1,810	2,055	3,865	7	11	18	1,803	2,044	3,847
40西戸崎第二	592	658	1,250	0	4	4	592	654	1,246
41志賀第一	420	485	905	1	1	2	419	484	903
42志賀第二	73	100	173	0	1	1	73	99	172
43志賀第三	105	114	219	0	1	1	105	113	218
44照葉第一	1,309	1,397	2,706	1	1	2	1,308	1,396	2,704
45照葉第二	3,432	3,816	7,248	9	11	20	3,423	3,805	7,228
46多々良第一	4,902	4,371	9,273	25	20	45	4,877	4,351	9,228
47多々良第二	1,033	1,178	2,211	10	7	17	1,023	1,171	2,194
48八田	2,498	3,141	5,639	10	11	21	2,488	3,130	5,618
49青葉第一	2,508	2,944	5,452	9	8	17	2,499	2,936	5,435
50青葉第二	1,988	2,197	4,185	10	4	14	1,978	2,193	4,171
合計	124,861	135,917	260,778	564	490	1,054	124,297	135,427	259,724

## 議案第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年1月19日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

1 抹消する者の数 2人

内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 2人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和6年1月19日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 39人 女 94人

計 133人

（R6.1.19 委員会終了後）

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。